

燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費（水素燃料費）

支援事業助成金交付要綱

（制定）令和4年7月29日付4都環公地温第985号

（目的）

第1条 この要綱は、燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費（水素燃料費）支援事業実施要綱（令和4年6月6日付4環地次第163号。以下「実施要綱」という。）第8条第3項に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費（水素燃料費）支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるとおりとする。

（助成対象者）

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4条に定める者であって、次の各号に該当しないものとする。

- 一 税金の滞納があるもの
- 二 刑事上の処分を受けたことがあるもの
- 三 公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成対象者としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（助成対象経費）

第4条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第5条に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

（助成対象期間）

第5条 本助成金の交付対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、実施要綱第6条に定めるとおりとする。

2 前項にかかわらず、令和4年度における助成対象期間の開始は、同年8月1日とする。ただし実施要綱第6条第2項に定める遡及の適用を妨げない。

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第7条に定める金額とする。

なお、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、第5条に定める助成対象期間の末日から起算して30日以内に、公社が別に定める期間（天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、公社が認める期間）に、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び別表第1に掲げる書類を公社に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、先着順に受け付けるものとし、実施要綱に基づく全ての助成金の交付申請の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了する。

3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があつた場合は、当該複数の申請について抽選を行い、実施要綱に基づく全ての助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。

(本助成金の交付決定及び助成額の確定)

第8条 公社は、前条の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあつては交付すべき本助成金の交付額を確定する。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、前条の規定により申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあつては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあつては助成金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一 この要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従うこと。

二 公社が助成事業（助成対象経費に関し、前条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。）の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

三 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(申請の撤回)

第10条 被交付者は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(助成事業の内容変更に伴う申請等)

第11条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業内容変更申請書(第6号様式)を提出しなければならない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- 三 助成事業を廃止しようとするとき。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を助成事業内容変更申請承認通知書(第7号様式)により、当該被交付者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第12条 被交付者は、事業者名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書(第8号様式)を提出しなければならない。ただし、被交付者が、都が実施する「燃料電池自動車用水素供給設備整備事業」もしくは「燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業」において、当該変更に係る変更届出書を提出したときは、当該届出をもって本条の変更届出書の届出に代えることができる。

(本助成金の請求及び交付)

第13条 被交付者は、第8条第3項の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第9号様式)を公社に提出しなければならない。

ただし、第10条第1項の申請の撤回を行う場合においてはこの限りでない。

2 公社は、前項の助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の廃止)

第15条 被交付者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書(第10号様式)を提出しなければならない。

2 公社は、前項の決定に当たっては、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

四 交付決定を受けたもの(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 公社は、前項の取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかにその旨を当該被交付者に通知するものとする。

4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第17条 公社は、被交付者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

- 3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第11号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第19条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了し、前条第5項において読み替えて適用する同条第1項の規定により都が取消しを行ったときは、第1項から第3項までの規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（違約加算金）

- 第18条 公社は、第16条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（延滞金）

- 第19条 公社は、被交付者に対し、第17条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還を請求した金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（他の助成金等の一時停止等）

- 第20条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と

読み替えて、同項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第21条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 被交付者は、前項の書類について、第13条第2項の規定により公社が本助成金の支払を実施した日の属する公社の会計年度の終了の日から5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第22条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 被交付者は、前項（次項において読み替える場合を含む。）の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(指導・助言)

第23条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第24条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第25条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和4年7月29日付4都環公地温第985号）

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

別表第1（第7条関係）

	必要書類	備考
1	現在事項全部証明書 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。	写し
2	実施要綱第6条に規定する本事業を適用する旨、本事業を適用する期間、本事業適用前の水素販売価格、本事業適用後の水素販売価格及び本事業の適用方法等を明記した文書	写し
3	本助成の交付を受ける事業者と実施要綱第3条1項に規定する使用者の間において、上記2に基づき水素販売を実施したことを確認できる文書、資料等	写し
4	充填実績を証する記録（助成対象期間内の開業日、開業時間、運営体制、充填車両数、水素充填量、保安検査等の実績を証明するもの）	写し
5	その他公社が必要と認める書類	